

# 報酬基準見直しを

## 改正建築士法で自民要望

日事連

自民党の建築設計議員連盟（会長・額賀福志郎衆院議員）は15日、東京・永田町の党本部で総会を開き、日本建築士事務所協会連合会（日事連、三栖邦博会長）から改正建築士法についての要望を受けた。

日事連は、改正建築士法の実効性を確保するため、▽適正な業務報酬基準の見直し▽事務所登録機関の事務所協会への指定▽法改正内容の国民への周知徹底——の3点を

要望した。業務報酬基準の見直しでは、設計業務の高度化への対応や実効性の向上とともに、継続的、定期的な見直しの必要性を強調した。三栖会長は「C

A Dなどの導入による業務の高度化とともに、施主からの要請も高度化しており、適正な見直しが必要になっている」と述べ、標準外業務も含めた見直しを求めた。

また、国民への周知徹底については、「業界団体だけでは限界があり、国主導の施策が必要」であることを強く訴えた。これらの要望を受け、額賀会長は「改正法の施行に当たっては現場が大事。現場に沿って法律を変えていくのがわれわれの仕事だ。ニーズを踏まえて国土交通省と調整を図っていきたい」と述べた。――面参照

# 標準外と告示一本化

## 旧建設省告示1206号 設計報酬に適正基準

国土交通省は、耐震強度偽装事件を踏まえた設計業務報酬の見直しで、現行の旧建設省告示1206号に、設計対象の調査といった標準外業務の基準を可能な限り盛り込む方針を固めた。敷地の方針を固めた。敷地立地条件調査などは、告示に具体的な基準が示されていないことから、設計た。同省は標準外業務と告示を一本化することで、これらの問題を解決し、より適正で使いやすい業務報酬基準の構築を目指している。

設計対象となる建築物に適用する敷地選定に当たっての調査、各種法令手続きのための技術資料の作成、周辺住民に対する説明会の立ち合いなど、告示とは別に国土交通省の住宅局長通知が必要に当たった人・日数を調整するよう明記されている。通知に「必要な業務に

付加するなどの調整が必要」という明記があるものの、業務に応じた具体的な業務人・日数は示されていない。設計者が適正な報酬を得られないなどの問題が生じている。同省は、業務報酬基準の見直しに当たって、可成り限られた標準外業務の業務人・日数を告示に盛り込みたい考えだが、業務によっては必要人数や日

――関連14面